

# 大多喜町地域防災計画

## 第6編 公共交通等事故編



# 目 次

<b>第 1 章 航空機事故災害対策</b> .....	<b>公 - 1</b>
第 1 節 基本方針.....	公 - 1
第 2 節 予防計画.....	公 - 2
第 3 節 応急対策計画.....	公 - 3
<b>第 2 章 鉄道事故災害対策</b> .....	<b>公 - 7</b>
第 1 節 基本方針.....	公 - 7
第 2 節 予防計画.....	公 - 8
第 3 節 応急・復旧計画.....	公 - 9
<b>第 3 章 道路事故災害対策</b> .....	<b>公 - 13</b>
第 1 節 基本方針.....	公 - 13
第 2 節 予防計画.....	公 - 14
第 3 節 応急対策計画.....	公 - 15
<b>第 4 章 大規模停電災害対策</b> .....	<b>公 - 18</b>
第 1 節 基本方針.....	公 - 18
第 2 節 予防計画.....	公 - 19
第 3 節 応急対策計画.....	公 - 20



## 第1章 航空機事故災害対策

### 第1節 基本方針

町域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める。

## 第2節 予防計画

町は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

## 第3節 応急対策計画

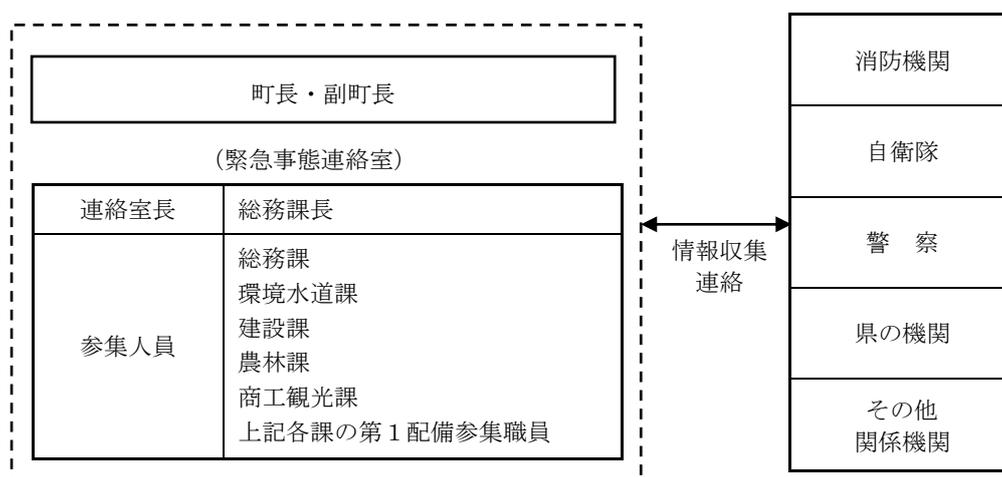
### 1. 応急活動体制 【総務課】

#### (1) 緊急事態連絡室の設置

ア 町は、消防機関等からの通報により、航空機事故による災害の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長、副町長及び総務課長へ報告するとともに、他の関係課室等へ連絡し、必要に応じ県の関係部局等へ連絡する。

イ 総務課長は、航空機事故により災害が発生又は発生が予想される場合、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。緊急事態連絡室は、災害対策本部規程による第1配備体制に準じるものとし、関係機関からの情報収集、連絡対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### ■緊急事態連絡室の組織図



ウ 緊急事態連絡室は、関係機関を通じて、航空機事故に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

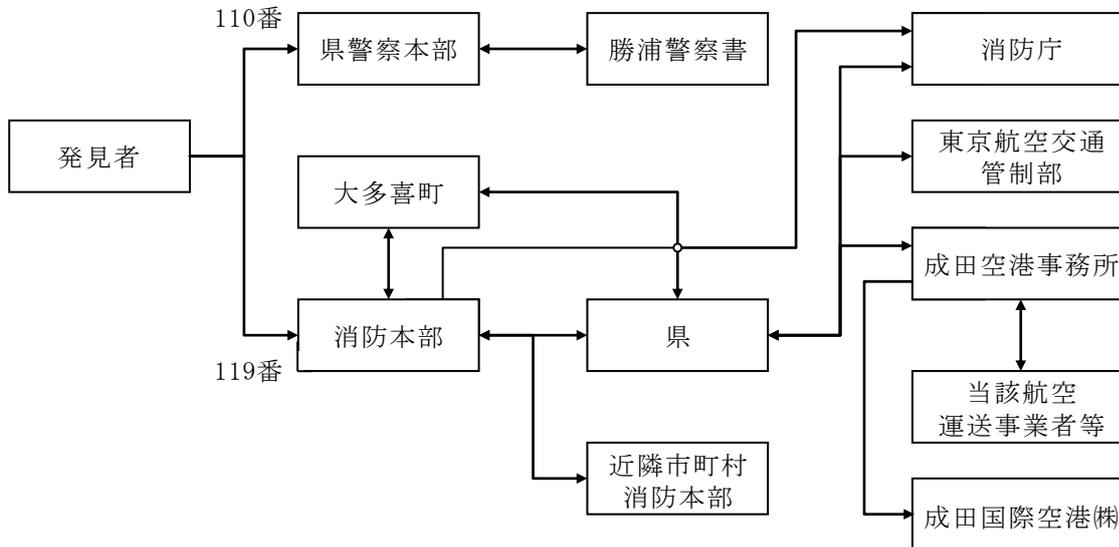
#### (2) 災害対策本部の設置

緊急事態連絡室による情報収集、事態把握の結果、航空機事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

大規模火災発生による災害対策本部の応急活動体制は、風水害等編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

(3) 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより、情報の受伝達を緊密に行う。



2. 応急対策 【各関係機関】

町域において、航空機事故が発生した場合、町及び関係機関は次の対応をとる。

(1) 消防活動

ア 実施機関

町及び消防本部

イ 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察

ウ 実施内容

- (ア) 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- (イ) 航空機災害に係る火災が発生した場合、町長及び消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- (ウ) 災害の規模等が大きく、本町限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求める。

(2) 救出救護活動

ア 実施機関

当該航空運送事業者、町、消防本部、県警察及び千葉県

イ 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会、(公社)千葉県看護協会、(公社)千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、(一社)夷隅医師会、(一社)夷隅郡市歯科医師会、(一社)外房薬剤師会、公立病院、近隣

## 市町村消防機関

### ウ 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

#### (ア) 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

#### (イ) 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する医療チームは、第2編第3章第5節「消防・救助・救急・医療救護活動」の定めるところによる。

#### (ウ) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として町内に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

### (3) 救急、搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

### (4) 死体の収容

町は、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、第2編第3章第14節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところによる。

### (5) 交通規則

勝浦警察署は、被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

### (6) 広報

#### ア 実施機関

国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、町、県警察等が実施する。

#### イ 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客、送迎者等に対して次のとおり広報を行う。

(ア) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要並びに航空輸送復旧の見通し

(イ) 避難の指示及び避難先の指示

(ウ) 地域住民等への協力依頼

(エ) その他必要な事項

### (7) 防疫及び清掃

防疫及び事故現場の清掃については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等

と密接な連家を図りつつ、第2編第3章第14節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

### 3. 応援体制 【各関係機関】

被災地に早急に人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援態勢を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応する。

当該運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、 応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港(株)	人員及び物資の派遣及び調達

## 第2章 鉄道事故災害対策

### 第1節 基本方針

本章は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

## 第2節 予防計画

### 1. 事業者による予防対策

小湊鐵道(株)及びいすみ鐵道(株)は、鐵道事業法等により、充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

### 2. 行政等による予防対策

- (1) 町、県、国、公共機関及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 町、県及び国は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 町、県、国及び道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

## 第3節 応急・復旧計画

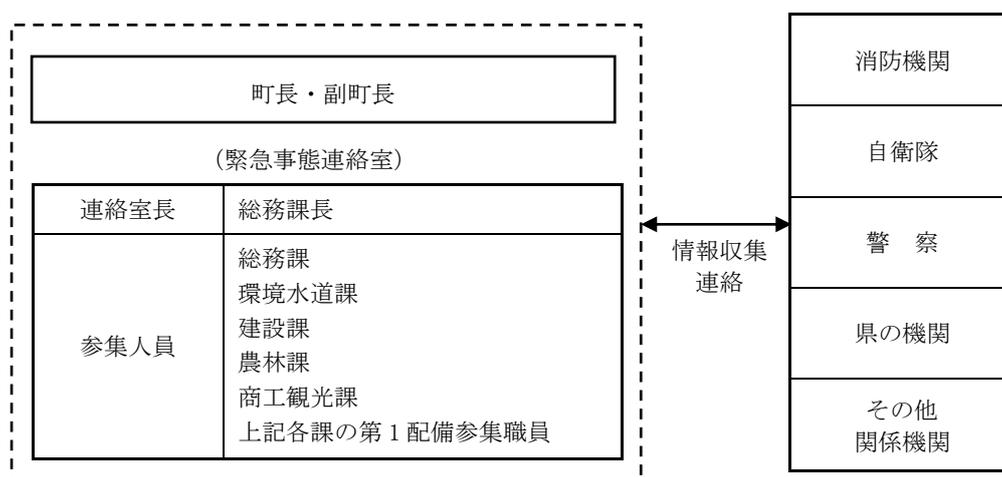
### 1. 応急活動体制 【総務課】

#### (1) 緊急事態連絡室の設置

ア 町は、消防機関等からの通報により、鉄道事故による災害の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長、副町長及び総務課長へ報告するとともに、他の関係課室等へ連絡し、必要に応じ県の関係部局等へ連絡する。

イ 総務課長は、鉄道事故により災害が発生した場合、町としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。緊急事態連絡室は、災害対策本部規程による第1配備体制に準じるものとし、関係機関からの情報収集、連絡対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### ■緊急事態連絡室の組織図



ウ 緊急事態連絡室は、関係機関を通じて、鉄道事故に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

#### (2) 災害対策本部の設置

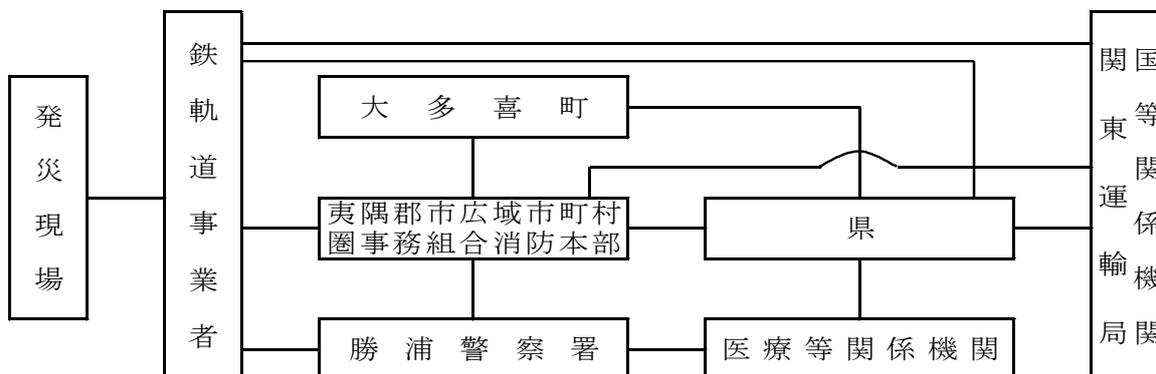
緊急事態連絡室による情報収集、事態把握の結果、鉄道事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

大規模火災発生による災害対策本部の応急活動体制は、第3編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

### 2. 応急対策 【各関係機関】

#### (1) 情報の収集

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



■ 関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部安全防災・危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

※鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は、関東運輸局鉄道部安全指導課  
(NTT電話:045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
小湊鐵道(株)	鉄道部	644-721、723	644-722	0436-21-6771	0436-22-7670
いすみ鐵道(株)	鉄道事業部	—	—	0470-82-2161	—

(2) 相互協力・派遣要請計画

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。
- イ 町及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。
- ウ 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。  
また、町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときには、県に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(3) 消防活動

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(4) 救助・救急計画

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- イ 国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- ウ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

(5) 交通規制

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

(6) 避難計画

- ア 災害時には、町及び勝浦警察署等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。
- イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ウ 町は、必要に応じて避難場所を開設する。

(7) 小湊鐵道(株)及びいすみ鐵道(株)の応急・復旧対策

ア 小湊鐵道(株)

(ア) 応急・復旧対策

列車の走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、その状況を沈着冷静に判断し、運転司令にその旨を緊急報告するとともに、二次災害の発生に十分注意して負傷者の救出に全力を尽くす。

また、運転司令及び関係乗務員は災害対策要綱に基づき、事故災害の発生状況の周知及び旅客への協力依頼、その他救出避難誘導、情報伝達等の適切な措置をとる。

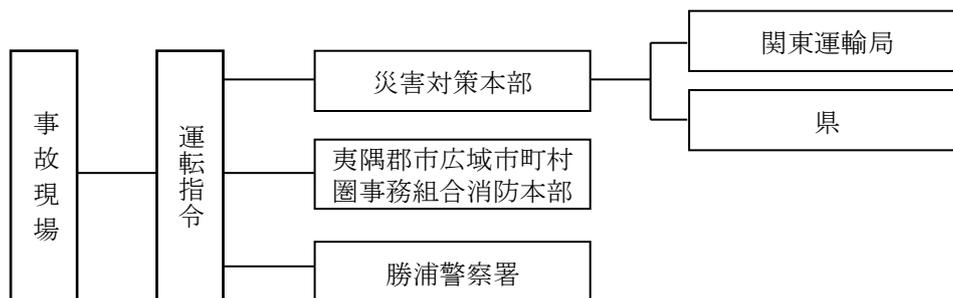
a 災害対策本部の設置

鉄道の運転に支障となる重大な災害が発生した場合は、本社内に事故災害対策本部、災害現場に復旧本部を設置し、各関係者は相互に協力して早期復旧及び二次災害の防止に努める。対策本部長は、取締役社長が担当する。

(イ) 情報連絡体制

鉄道事故情報等の連絡は、以下の連絡系統図による。

■ 鉄道事故発生時の連絡系統図



イ いすみ鉄道(株)

(ア) 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は冷静に状況を判断し、「運転取扱心得」に定めるところにより、旅客の安全確保等所要の措置を講ずる。

a 対策・復旧本部の設置

災害時における対策、復旧及び救護を円滑に行うため、本社内に災害対策本部、災害現場に事故復旧本部を設置し、早期復旧を図る。

b 部外応援・協力関係

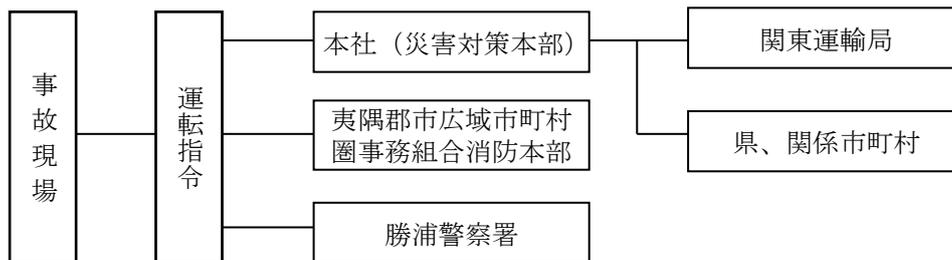
部外応援及び協力が必要なときは、本部長の指示を受けて行う。

(イ) 情報連絡体制

a 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故情報等の連絡は以下の連絡系統図による。

■鉄道事故発生時の連絡系統図



b 鉄道事故発生時の連絡体制

大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察、町、消防本部等に連絡する。

## 第3章 道路事故災害対策

### 第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

計画の対象となる道路災害は、トンネルの崩落、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

## 第2節 予防計画

### 1. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 【道路管理者】

道路構造物の被災を未然に防止するため、平時において次の措置を講ずる。

#### (1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平時においても道路構造物の点検を行う。各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため、道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害が発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	町道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	町	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※道路管理者：千葉県、大多喜町等をいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。  
(以下本節内において同じ。)

#### (2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平時から応急復旧資機材を保有しておく。

### 2. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

#### (1) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

## 第3節 応急対策計画

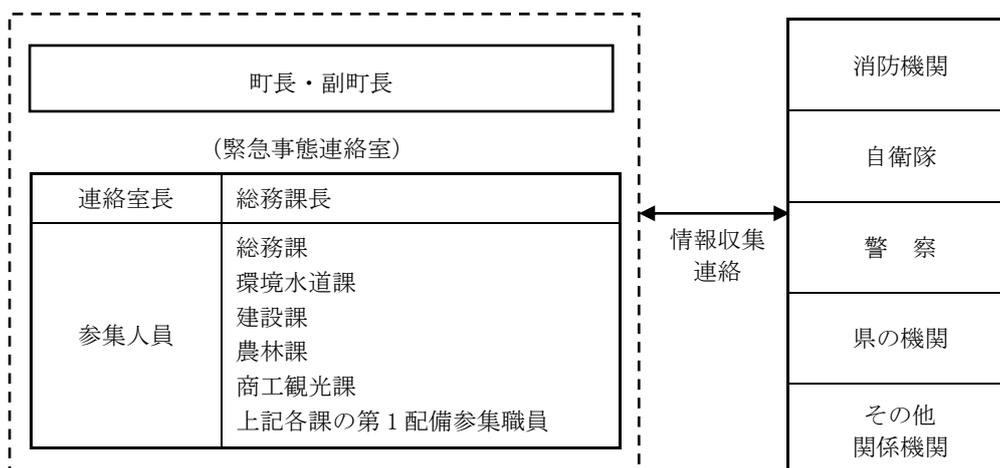
### 1. 応急活動体制 【総務課】

#### (1) 緊急事態連絡室の設置

ア 町は、消防機関等からの通報により、道路事故による災害の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長、副町長及び総務課長へ報告するとともに、他の関係課室等へ連絡し、必要に応じ県の関係部局等へ連絡する。

イ 総務課長は、道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合、町としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。緊急事態連絡室は、災害対策本部規程による第1 配備体制に準じるものとし、関係機関からの情報収集、連絡対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### ■緊急事態連絡室の組織図



ウ 緊急事態連絡室は、関係機関を通じて、道路事故に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

#### (2) 災害対策本部の設置

緊急事態連絡室による情報収集、事態把握の結果、道路事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

大規模火災発生による災害対策本部の応急活動体制は、風水害等編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

### 2. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 【各関係機関】

#### (1) 情報の収集・伝達

##### ア 関係機関への情報連絡

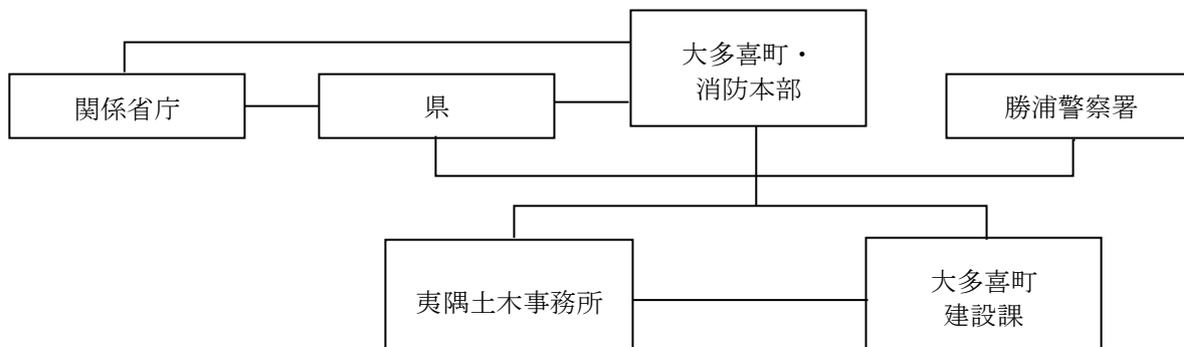
道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、勝浦警察署及び消防本部へ通報するとともに、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を

実施する県へ報告する。

イ 情報連絡系統

道路災害発生時の連絡は以下の連絡系統図による。

■道路災害発生時の連絡系統図



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執る。

また、町及び県は必要に応じ災害対策本部等の体制を執る。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては、被災原因を究明し、再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
応急活動	県	町の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。

実施項目	実施者	実施内容
応急活動	町	<p>消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとる。</p> <p>災害の規模が大きく、災害地の消防機関及び町では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。</p> <p>また、県に対し、災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p>

### 3. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 【各関係機関】

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施する。

#### (1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

#### (2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

#### (3) 交通規制

道路管理者及び勝浦警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

#### (4) 避難

町及び勝浦警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

#### (5) 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

## 第4章 大規模停電災害対策

### 第1節 基本方針

令和元年9月9日に千葉県に上陸した令和元年房総半島台風（台風15号）は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲にわたる断水が発生した。

本町においても、大規模かつ長期にわたる停電により、住民生活や産業活動等に大きな影響が生じた。

そこで本章では、町内での長期にわたる大規模停電の発生を想定し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関等がとるべき対策について定める。

## 第2節 予防計画

### 1. 連携の強化

- (1) 町は、大規模かつ長期停電の未然防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、平時より、県、東京電力パワーグリッド(株)等防災関係機関と連携の強化を図る。
- (2) 町は、停電時に重要施設等に優先的に移動電源車等を配備できるよう、関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

### 2. 事前防止対策

#### (1) 情報伝達体制の整備

町は、停電時でも災害に関する情報や生活情報等を常に住民に伝達できるよう、情報伝達体制や施設・設備の整備を図る。

#### (2) 水道施設の停電対策

町は、水道施設の停電被害を防止するため、水道施設の非常用発電設備や連絡管の計画的な整備を推進する。

#### (3) 倒木対策

町は、災害時における倒木等による停電被害を未然に防止するため、県と連携し、平時から計画的な樹木の伐採に努める。

### 3. 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

町及び医療・福祉施設や指定避難所等防災上重要な施設の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等を確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備する。

#### (1) 避難所

町は、指定避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

#### (2) 防災拠点

町及び防災関係機関は、災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。

#### (3) 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

### 4. 燃料の確保

町及び公共施設等の施設管理者は、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築しておく。

### 5. 東京電力パワーグリッド(株)の措置

大規模停電災害の発生に備え、電力施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上の計画的・総合的な実施に努める。

## 第3節 応急対策計画

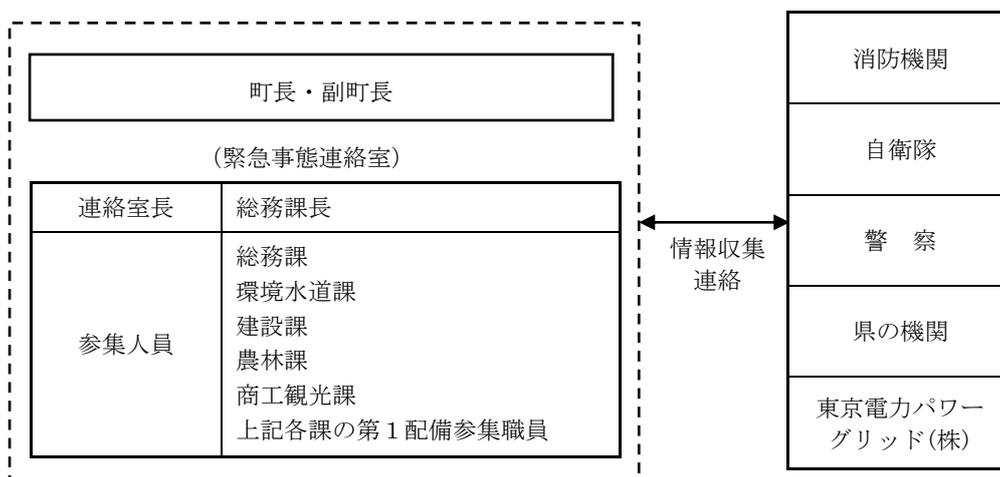
### 1. 応急活動体制 【総務課】

#### (1) 緊急事態連絡室の設置

ア 町は、東京電力パワーグリッド(株)より、大規模停電の状況や復旧の見通し等の通報があった場合に、直ちに町長、副町長及び総務課長へ報告するとともに、他の関係課室等へ連絡し、必要に応じ県の関係部局等へ連絡する。

イ 総務課長は、停電復旧に長時間を要するなど、住民生活に大きな影響が発生するおそれがあると判断した場合、町としての確かつ迅速に対処するために、「緊急事態連絡室」を設置する。緊急事態連絡室は、災害対策本部規程による第1配備体制に準じるものとし、関係機関からの情報収集、連絡対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### ■緊急事態連絡室の組織図



ウ 緊急事態連絡室は、県、東京電力パワーグリッド(株)等を通じて、大規模停電災害に係る情報収集に努め、県、防災関係機関と迅速に情報共有を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

#### (2) 災害対策本部の設置

緊急事態連絡室による情報収集、事態把握の結果、大規模停電災害が発生し、町長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

大規模停電災害発生による災害対策本部の応急活動体制は、第3編風水害等編 第3章 第1節「災害対策本部活動」に準じる。

#### (3) 情報の収集・伝達

##### ア 町

(ア) 町は、町職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、東京電力パワーグリッド(株)に情報を提供する。同時に東京電力パワーグリッド(株)からも、収集している情報を入手する。

(イ) 町は、町域における停電状況や被害状況を取りまとめ、本計画の定めるところにより、速やかに県に報告する。

イ 東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)は、町、県及び防災関係機関に停電状況等を定期的に連絡するとともに、ホームページ上への情報公開に努める。

また、停電の復旧時期について可能な限り正確に見極め、公表するよう努める。

## 2. 応急対策 【各関係機関】

町は、長期にわたり停電が予想される場合には、早急に次のような対策を実施する。

### (1) 避難対策

町は、大規模停電災害により住民等の生命及び身体の安全・確保を図るため、必要がある場合は、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」又は第3編第3章第4節「避難計画」の定めるところにより、避難所の開設や避難誘導等を実施する。

### (2) 消防・救急・救助活動

消防・救急・救助活動については、第2編第3章第5節「消防・救助・救急・医療救護活動」又は第3編第3章第6節「救助・救急・医療救護活動」の定めによるものとし、特に関係機関の連携による警戒パトロールや火災発生に対する迅速な消火活動、停電地区での通電火災の注意喚起、医療機関との連携による円滑な救急搬送等に努める。

### (3) 緊急的な電力供給

町は、電源を喪失した公共施設、医療・福祉施設、避難施設等のうち移動電源車の配備先を検討し、県、民間企業等に配備を要請する。

### (4) 給水支援

飲料水の供給については、第2編第3章第7節1「応急給水」又は第3編第3章第8節1「応急給水」における対応に準じる。

### (5) 交通及び輸送対策

大規模停電災害に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、「第2編第3章第6節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」又は第3編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に基づいて実施する。

### (6) 自衛隊派遣要請

町は、停電による災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第3章第10節「自衛隊への災害派遣要請」又は第3編第3章第11節「自衛隊への災害派遣要請」の定めにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

### (7) 広域応援

町は、停電による災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第3章第8節「広域応援の要請」又は第3編第3章第9節「広域応援の要請」の定めにより、県、他の市町村、他の消防本部等へ応援を要請する。